

国際レーザー認定制度(ILLiS)規則

第1節

総則

第1条: 目的

この制度の目的は、医用レーザーのあらゆる分野に従事している専門家に、国際的に認められた免許を与えることである。

第2条: 管理

この制度は、特定非営利活動法人世界レーザー医学連合会(the NPO World Federation of Societies for Laser Medicine and Surgery: NPO WFSLMS)、世界レーザー医学連合会、国際レーザー医学会(the International Society for Laser Surgery and Medicine: ISLSM)によって管理され、国際レーザー協会(the International Academy Laser Medicine and Surgery: IALMS)の協力も得る。運営は日本医用レーザー研究所内の NPO WFSLMS 事務局で行なわれる。

第3条: 資格

この制度には2種類の資格、すなわち個人専門家のための個人資格と、参加施設のための施設資格がある。

第4条: 委員会

この制度は2つの委員会、すなわち国際レーザー認定委員会(the International Laser License Committee: ILLiC)と、国際レーザー安全教育委員会(the International Laser Safety and Education Committee: ILaSEC)によって運営される。

第5条: 国際レーザー専門家

この制度には次の6つの専門資格がある。1) 国際レーザー専門医資格(the International Medical Laser Specialist: IMeLaS)、2) 国際レーザー歯科医資格 (the International Dental Laser Specialist: IDeLaS)、3) 国際レーザー獣医資格 (the International Veterinary Laser Specialist: IVeLaS)、4) 国際レーザー看護師資格 (the International Laser Nursing Specialist: ILNuS)、5) 国際レーザー技師資格 (the International Laser Engineering Specialist: ILES)、6) 国際レーザー物理学資格 (Physicist International Laser Specialist: P-ILaS)。

第2節

国際レーザー認定委員会(ILLiC)

国際レーザー認定委員会(the International Laser License Committee: ILLiC)には2つの小委員会、すなわち国際レーザー個人認定委員会と国際レーザー施設認定委員会がある。

国際レーザー認定委員会は次の5委員会に分かれる。1) 国際レーザー専門医資格委員会(the International Medical Laser License Committee: IMeLLiC)、2) 国際レーザー歯科医資格委員会(the International Dental Laser License Committee: IDeLLiC)、3) 国際レーザー獣医資格委員会(the International Veterinary Laser License Committee: IVeLLiC)、4) 国際レーザー看護師資格委員会(the International Laser Nursing License Committee: ILNuLiC)、5) 国際レーザー技師資格委員会(the International Laser Engineering License Committee: ILELiC)。

第3節

国際レーザー安全教育委員会(ILaSEC)

第1条: 権限

国際レーザー安全教育委員会(the International Laser Safety and Education Committee: ILaSEC)の権限は、国際レーザー認定制度講習の講義と実技、および引き続き行なわれる試験の企画遂行を監督することである。

第2条: 講義

講義は応募者に光生物学に関する一通りの基礎を教え、光組織の相互作用を理解させ、特定の光効果を得るためのパラメーターの扱い方を取得させることを目的とする。加えて、医療で用いられる全ての光源における、安全性の理論面および実用面が指導され、特に該当する治療室と研究室に重点がおかれる。国際レーザー安全教育委員会の責務として、講師の人選と教育講習の適切な水準の検証も含まれる。

第3条: 実技

実技は、様々な光による手術/治療の方法設定や各手法の実用安全面、実際の操作を通しての実地教育、期待される組織光効果を得るためのシステムパラメーター管理の習得を組み入れる。

第4条: 試験

講習の後、講義と実地教育の内容に基づいた選択式筆記試験が行なわれる。国際レーザー認定制度の認定を受けるには、この試験に合格しなければならない。不合格の場合は講習と試験を受け直さなければならない。

第5条: 特例

次の1)または2)に該当する場合は実地教育および筆記試験を免除されるが、教育講義は受けなければならない。ただし、受講の際に各資格証明書のコピーを提出することとする。1) 自国のレーザー安全試験の合格者、2) 「各国あるいは各州における医師/歯科医/獣医/看護師/レーザー技師の資格」と「国内あるいは国際のレーザー専門資格」の両保持者。

第4節

国際レーザー認定制度(ILLiS)個人資格

第1条: グレード

国際レーザー認定制度(ILLiS)のうち、国際レーザー専門医資格(International Medical Laser Specialists: IMeLaS)、国際レーザー歯科医資格(International Dental Laser Specialists: IDeLaS)、国際レーザー獣医資格(International Veterinary Laser Specialists: IVeLaS)には、下から C、B、A、I(Instructor の略)のグレードがある。一度に応募できるのは1つのグレードのみである。グレード I と国際レーザー物理学資格(Physicist International Laser Specialists: P-ILaS)への応募者は、NPO WFSLMS、WFSLMS、ISLSM の理事会による推薦が必要である。国際レーザー看護師資格(International Laser Nursing Specialists: ILNuS)、国際レーザー技師資格(International Laser Engineer Specialists: ILES)、国際レーザー物理学資格(P-ILaS)にはグレードはない。なお、国際レーザー認定制度(ILLiS)資格の有効期限内に資格保持者が亡くなった場合、該当資格の頭に D-がつけられる(例: D-IMeLaS、D- IDeLaS 等)。

第2条: 名誉資格

各分野の顕著な貢献者には、第4節第1条における専門分野の名誉資格が与えられる。国際レーザー専門医資格(IMeLaS)の場合、名誉資格(Hon-IMeLaS)は広く認められている国際医用レーザー会議の過去の会長に与えられる。

第3条: 国際レーザー物理学資格(P-ILaS)

国際レーザー物理学資格(Physicist International Laser Specialists: P-ILaS)取得者は、国際レーザー認定制度(ILLiS)の講習で講師を務めることができる。

第4条: 応募条件

国際レーザー認定制度(ILLiS)個人資格の応募に必要な条件は以下の通りである。

表 a: ILLiS 応募条件

項目	グレード				ILNuS	ILES	P-ILaS
	C	B	A	I			
申込書 ¹	0	0	0	0	0	0	0
該当分野の免許	0	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0	0	0
該当専門資格	0	0	0	0	任意	任意	任意
ILLiS 筆記試験 ²	0	0	0	0	0	0	0
所属先の証明書 ³	0	0	0	0	0	0	0
国際レーザー会議への参加回数 ⁴	1	2	3	5	1	1	5
ISLSM 必要会員年数 ⁵	0年 (入会要)	3	7	10	0年 (入会要)	0年 (入会要)	10

- 1: 申込書は第14回アジア太平洋レーザー医学会大会 (the Asian-Pacific Association for Laser Medicine and Surgery: APALMS) のウェブサイト <http://www.apalms2012.tw/index.html> から入手の上、ILLiS 事務局に添付 Eメールまたは FAX でお送り下さい (E-mail: wflsmls@jml.co.jp / Fax: 03-5269-1410)。
- 2: 各国における同等の資格合格者は ILLiS 筆記試験と実地教育は不要ですが、教育講義の受講は必須です。
- 3: 所属機関長または同等者による所属証明書。
- 4: 参加証明書が必要。
- 5: ISLSM 終身会員でも可。

表 b: レーザー使用実績

項目	グレード				ILNuS	ILES	P-ILaS
	C	B	A	I			
レーザー使用年数	0	3	7	10	2	0	10
症例報告数	0	0	10	10	0	0	0
最低必要ポイント数*	40	80	200	250	20	20	250

*表 c と表 d で合計ポイントを計算して下さい。グレード A と I の応募者は、最低 2 件の症例報告を査読付き国際ジャーナルに発表していることが必要です。

表 c: 学会参加ポイント

学会名	参加ポイント	発表ポイント		
		シンポジウム/ワークショップ等	通常発表* (第1発表者)	通常発表* (第2またはそれ以外の発表者)
ISLSM	20	25	15	7
WFLMS	20	25	15	7
WALT	20	25	15	7
IPTA	20	25	15	7
IPA	20	25	15	7
APALMS	20	25	15	7
ELA	20	25	15	7
ESLAS	20	25	15	7
Laser Florence	20	25	15	7
IALSM	20	25	15	7
ILLiS 講習の教育講義と実地教育	40	-	-	-
その他のレーザー関連国際会議, シンポ等 (医科, 歯科, 等)	15	20	10	5

WALT : World Association for Laser Therapy、IPTA : International Phototherapy Association、IPA : International Photodynamic Therapy Association、APALMS : Asian-Pacific Association for Laser Medicine and Surgery、ELA : European Laser Association、ESLAS : European Society for Laser Aesthetic Surgery、IALSM : International Association for Laser and Sports Medicine

* 産業/商業プレゼンテーションを含む

表 d: 論文

収録タイプ	主著者					共著者				
	RP	OP	CR	BC	LE	RP	OP	CR	BC	LE
<i>Laser Therapy</i> (または他の主要な査読付き国際ジャーナル)	80	70	60	50	40	40	35	30	25	20
書籍における1つの章のみ	80	-	-	-	-	40	-	-	-	-
書籍全ページ	160	-	-	-	-	80	-	-	-	-

RP : Review paper、OP : Original paper、CR : Case report、BC : Brief communication、LE : Letter to the Editor

第5条: アップグレード

ISLSM 必要会員年数を含め、必要条件を満たせば、既に取得したグレードより高いグレードに応募することができる。初回応募はC、B、Aのどのグレードでも構わないが、Iグレードに応募できるのはAグレード取得者のみである。ISLSM 終身会員になれば、どのグレードのISLSM 必要会員年数も満たすことになる。

第 6 条: 更新

ILLiS 資格保持者は 5 年ごとの更新が必要である。ただし、65 歳以降の更新は不要である。更新には各グレードに必要な条件(表 b)を全て満たす必要があり、かつ、筆記試験以外の教育講義および実地教育を受けなければならない。